

安全データシート(SDS)

【混合物(塗料用)】

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	Magnet Paint
整理番号	005-1a
会社名	株式会社ニシムラ(輸入業者)
住所	〒132-0035 東京都江戸川区平井1-8-2
担当部門(作成者)	西村純一
電話番号	03-3636-2500
FAX番号	03-3637-4105
作成日	2009年3月12日
改訂日	2014年7月7日
製品の種類	合成樹脂エマルジョンペイント

2. 危険有害性の要約

急性毒性	経口	分類対象外
	経皮	分類対象外
	吸入;気体	分類対象外
	吸入;蒸気	分類対象外
	吸入;粉塵又はミスト	分類対象外
皮膚腐食性/皮膚刺激性		分類対象外
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		分類対象外
生殖細胞変異原性		分類対象外
発ガン性		分類対象外
生殖毒性		分類対象外
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		区分外
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分外
吸引性呼吸器有害性		分類対象外
水性環境有害性(急性)		分類できない
水性環境有害性(慢性)		分類できない
オゾン層への有害性		分類できない

《安全対策》

- ・ふん塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入をしないこと。
- ・換気のよい場所で使用すること。
- ・取り扱い後は手及び身体をよく洗うこと。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・この製品を使用するときは飲食又は喫煙をしないこと。

《応急処置》

- ・火災の場合は消火するために炭酸ガス消火器、泡消火器、粉末消火器、水噴霧を行うこと。
- ・飲み込んだ場合は直ちに医師に連絡すること。
- ・高濃度のミスト又は蒸気を吸引した場合は空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・皮膚に付着した場合は、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- ・眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること
- ・皮膚刺激が生じた場合、眼の刺激が続く場合、ばく露又はばく露の懸念がある場合は医師の診断/手当を受けること。
- ・気分が悪いときは医師の連絡すること。

《保管》

- ・換気のよい場所で保管すること。涼しいところにおくこと。
- ・容器を密閉すること。
- ・子供の手の届かないところに保管すること。

《廃棄》

- ・家庭用塗料の場合は内容物を新聞紙等に広げて、乾燥させた後、一般ゴミとして廃棄すること。
- ・大型の場合は、内容物/容器を国、都道府県、又は市町村の規則に従い廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

危険有害性成分

成分名	濃度(%)	CAS No.	PRTR (※()は旧号番号)・備考
二酸化チタン	1.0~5.0	13463-67-7	—

4. 応急処置

吸入した場合

- ・蒸気/ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が改善されない場合は、医師に連絡すること。
- ・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・汚染された衣類を取り除くこと。
- ・大量の水及び石けん又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。

眼に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全にあらうこと。
- ・直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

- ・謝って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

使用可能な消化剤

- ・炭酸ガス消化器、泡消化器、粉末消化器、水噴霧。流失物が水路に流入しないようにすること。

異常燃焼、爆発の恐れ

- ・不燃性であるが、火に巻き込まれると有害物及び有害ガスを放出する可能性がある。

消防士の保護

- ・消防士は自給式呼吸器を身につけ無ければならない。この製品の危険性に熟知した者に取り扱わせる。使用後は、装備を洗淨する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・作業の際には適切な保護具(保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・室内では換気をしっかり行う。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

環境に対する注意事項

- ・排水溝、下水道、水路、河川への排出等により、環境への影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収した後、水と洗剤で漏出区域を十分に洗淨する。
- ・付着物・廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

7. 取り扱い及び保管状の注意

取り扱い上の注意

- ・製品を取り扱う際には化学物質の一般的予防措置を遵守する。
- ・製品を取り扱う際には化学物質の一般的予防措置を遵守する。
- ・蒸気、ミストを吸入しない。
- ・固形物が含まれているので、使用前にかき混ぜる。
- ・他の塗料などと混合しない。
- ・この製品は、天井や壁への使用に適している。
- ・ガスは、空気よりの思いので小部屋や深い排水溝がある場所での使用を避ける。
- ・取り扱い後は手、顔等はよく洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、眼に入らぬように保護具を着用する。

保管上の注意

- ・保管容器は密閉し、乾燥状態に保つ。
- ・製品は、温度35度いじょうにしないこと。5℃以下にしないこと。
- ・直射日光を避ける。通風によいところに保管する。
- ・使用しない時は保管容器をしっかりと密閉し、湿気の侵入を避ける。
- ・子供の手の届かないところに保管する。

8. ばく露防止及び人に対する適切な保護措置

成分名	許容濃度	管理濃度
二酸化チタン	10mg/m ³	4mg/m ³

設備対策

- ・特に必要としない。

呼吸器の保護具

- ・換気が十分でない場合、又は操作に必要ながある場合は適切な自給式呼吸保護具を身につける。

個人保護具

- ・作業中は、喫煙しないこと。飲食不可。適切な保護服を使う(厚手のコットンが望ましい)。

皮膚及び身体の保護具

- ・取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣服を付けること。
- ・化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。
- ・汚染した作業着は直ちにすべて脱ぐ。
- ・汚染した作業着は再使用する前に徹底的に洗浄する。作業着は隔離する。
- ・溶媒やシンナーは用いない。

手の保護具

- ・中断前や作業終了時には手洗いを。
- ・未反応の製品を扱う際には、保護手袋を着用する。化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
- ・反応が終了した製品は、安全基準BS EN 71-3(玩具の安全性)を満たしており、鉄粒子が剥がれても引っ掻き傷状の損傷を与えない。

目の保護具

- ・取り扱いには保護眼鏡を着用する。
- ・目を洗浄する。

9. 物理的及び科学的性質

状態(20℃)	液体
色	灰色
臭気	やや特有の臭いがある。(臭いの閾値はデータ無し)
沸点	100℃
引火点	93℃以上
揮発性有機化合物(VOC)	0 g/l
蒸気圧 Pa(℃)	—
密度	2.62±0.1(25℃)
水に対する溶解性	任意に溶解
PH	—
粘度	—
蒸気密度	1以上
蒸発速度	1以下(エーテルを一とした場合)
発火点	—
爆発限界	—
粘度25℃	135KU
その他	★特に情報を有していない

10. 安定性及び反応性

安定性	常温で安定。 標準環境で安定
忌避条件	特になし
忌避物質	酸化剤、強酸、強塩基
有害な分解生成物	通常の産業利用及び使用条件下では分解の可能性は低い。

11. 有害性情報

[成分の健康有害性情報(危険有害物質を対象)]

成分名	急性毒性			
	経口	経皮	吸入(蒸気)	吸入(ふん塵、ミスト)
二酸化チタン	区分対象外	区分対象外	分類できない	区分対象外
	皮膚腐食・刺激	眼損傷・傷	呼吸器感作性	皮膚感作性
二酸化チタン	区分対象外	区分2B	分類できない	分類できない
	生殖細胞変異原性	発ガン性	生殖毒性	特定標的臓器(単回)
二酸化チタン	区分対象外	分類できない	分類できない	分類できない
	特定標的臓器(反復)	吸引性呼吸器有害性		
二酸化チタン	分類できない	分類できない		

[組成物質に関するその他の有害性情報]

★特に情報を有していない。

[製品に関するその他の有害性情報]

★製品としての安全性試験は行っていない。

12. 環境影響情報

[成分の水性環境有害性情報(環境有害物質を対象)]

	水性環境有害性(急性)	水性環境有害性(慢性)	オゾン層への有害性
二酸化チタン	分類できない	分類できない	分類できない

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。
時に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- ・容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

汚染容器及び包装

- ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

14. 輸送上の注意

- ・取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ・容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

国内規制

- ・国連番号 —
- ・指針番号 —
- ・陸上輸送 法規に該当しない。
- ・海上輸送 法規に該当しない。
- ・航空輸送 法規に該当しない。

国際規制

- ・国連番号 —
- ・国連輸送名 塗料(PAINT)
- ・国連分類 —
- ・容器等級 —

15. 適用法令

- 消防法 該当しない。
- 労働安全衛生法 該当しない。
- 有機溶剤中毒予防則 該当しない。
- 化学物質管理促進法 該当しない。
- PRTR 該当しない。

(PRTR; Pollutant Release and Registerの略化学物質排出移動量届出制度)

16. その他の情報

主な引用文献

- ・SDS用物質データベース(日本塗料工業会)
- ・GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック[混合物(塗料用)](日本塗料工業会)
- ・TLVS and BEIS, ACGIH(2011)

[注 意]

本データシートは、作成時又は改訂時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報等)を集めて作成しておりますが、すべての情報を網羅したものではなく、新たな除法を入手した場合には追加修正を行い、改訂致します。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行ってください。

以下は、SDSに記載しませんが参考として記載します。

11. 有害性情報の箇所、

眼損傷・傷:区分2B について2. 危険有害性の要約の「眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:分類対象外の矛盾について説明します。

二酸化チタン単独では、区分B2ですが塗料全体で10%を超えなければ、分類対象外です。

もし、区分2Bであれば、以下の説明文が必要になります。

- ・取扱い後は手及び身体をよく洗うこと。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・眼に入った場合は水に数分間注意深く洗うこと。
次にコンタクトを着用していて容易に外せる場合ははずすこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合は医師の判断/手当を受けること。

以上